

令和2年度 ブルーインター 事業計画

事業所名	ブルーインター		
施設長名	八木 正美		
実施事業	母子生活支援		
開設年月日	平成15年4月1日		
所在地	鳥取県倉吉市福守町407-14		
正規職員数	4名		
準職員数	2名		
契約職員数	6名		
定員	30世帯	目標利用世帯数21世帯	利用率70%
職員配	施設長 1名 保育士 1名 母子支援員 3名 少年指導員兼事務員 3名 調理員等 1名 心理療法担当職員 1名 宿直担当者 2名 計12名		

1 基本方針

児童福祉法の、「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のある分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」の規定にのっとり、唯一母子で入所できる児童福祉施設として、児童の心身共に健全な育成を母と共に目指して、様々な事情で困難な環境に陥っている母子が、生活力と、精神力を取り戻し、自信をもって、力強く地域で自立していくように思いやりと、感謝の心で支援します。

2 運営

一般常識的な「日常」が、入所世帯の「日常」とは限らないということを念頭に置き、表面的な見方ではなく、慎重に、隠れた問題を探り、根本的な解決を目指した、思いやりに満ちた関わりを心がけることで、母子が笑顔と喜びに満ちた、本当の意味での自立が出来るよう努めます。

- (1) 季節感を感じられる自然体験等の行事を取り入れ、心豊かな生活を提供します。
- (2) 春休み、夏休み、冬休みに学童保育を実施し、学校とは違う異年齢の集団で、一定のルールの中で、行事や学習活動を通じ、入所児童にソーシャルスキルやコミュニケーションスキルを身につけてもらうよう導きます。
- (3) DV、生活困窮の中で、子育てについての悩みや、場合によっては苦しみ、痛みを抱えておられる母子に、できる限り寄り添い、職員もスキルアップに努め、母子に積極的に助言し、母親自らが問題の解決に能動的に行動できるように導きます。
- (4) 行政からの委託を受け、下記の事業を実施します。

① DV一時保護

配偶者からの暴力防止及び被害者の緊急的な一時保護を行います。

② 児童一時保護委託

虐待・放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合
虐待を受けた子どもを保護します。

③ 倉吉市子育て支援短期利用事業

養育が一時的に困難になった母子、児童を受け入れます。

④ アフターケア

母子の退所後をインケアからアフターケアへつなぐため、地域の社会資源を組み込んだネットワークによる切れ目のない支援を提供します。

3 主な実施事業

(1) 施設整備事業

- ① 通路天井補修工事 他 16,025千円

(2) 事業活動

① お母さんと共に

母親が安定した家庭生活を営むために必要な支援を行います。

- ・リフレッシュ保育（月1回）・お母さんと一緒に（月1回）
- ・あったまろうデイ（子の参加型）・惣菜デイ（月1回）

② 子どもたちと共に

子どもの自己実現を目指して、自立した社会生活に必要な基礎的な力を形成するための支援を行います。

- ・学童保育（春休み・夏休み・冬休み）・子どもクラブ
- ・すずらん教室（月8回）・宿題後の毎日のおやつ
- ・手作りおやつ（週1）・子ども食堂（年6回以上）
(モーニング・土曜授業時・お弁当)

③ 施設と共に

自然や人に触れ合うことで、豊かな心を育む支援を行います。

- ・BI ファーム（年間）・花いっぱい運動（年間）
- ・母の学び場（年4回以上）・子どもの学び場
(書道教室・季節を感じる・体験する)

④ 地域と共に

地域の具体的な福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして、地域の子育て支援を行います。

・地域とつながるコスモスプロジェクト

施設周辺を入所児童と種から育てたコスモスで彩ります。子どもたちと学校、公民館、児童民生委員等へコスモスの苗を届け地域とのつながりを深めます。

・つながるプロジェクト

退所者を招き、コミュニティの場を提供します。

・ブルーインター広報室

母子生活支援施設の理解を深めるために、各行政に対して支援内容のPRを行い利用促進に努めます。

4 安全管理・衛生管理

- (1) 子どもの心身の状態を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図ります。
- (2) 感染症の予防に努めるため、手洗い・うがいの励行、消毒殺菌の徹底・衛生教育の徹底を図るとともに、調理室の衛生管理を行います。
- (3) 年に2回、母子を対象に健康診断を実施し、健康状態を把握するとともに、職員も年2回の定期健康診断と毎月検便検査を実施し、支援等に支障のないよう衛生管理に努めます。
- (4) 車両について日常点検などの安全管理を行い、運転状況把握のため、運転日誌の記録を行います。
- (5) 職員に対し道路交通法等関係法令を遵守し交通安全に努めるように、研修などを通じて安全教育を実施します。

5 防火・防災・救助体制

災害対応マニュアルにより、防災及び災害時の人命を守るとともに、被害の軽減を図ります。

- (1) 消防設備の定期的な点検を実施し、防災意識の徹底と防災教育に取り組み、入所世帯及び職員の安全を確保することに努めます。
- (2) 防火・防災・避難訓練及び消火訓練は毎月1回実施し、年に1回消防署の指導のもと訓練を実施するとともに、年1回隣接するインターフォームホームと合同で訓練を実施します。
- (3) 倉吉市防災無線、火災通報装置、AEDの設置により、防火、防災、救助体制を整えます。

6 職員の資質の向上と研修

(1) 外部研修への参加

よりよい支援をしていくために、母子生活支援施設協議会、児童入所施設協議会等に属し、DVに対する知識や被虐待児に対する支援、母親への関わり方を学びます。また鳥取県DV被害者等支援体制強化事業に基づくケース検討会(心のケア事業)において発表をします。

(2) 法人内部研修への参加

管理職・中級職員研修、接遇研修、文書研修、事務処理研修、新任職員研修・初級職員研修等の法人内研修に参加して行きます。

(3) 施設内のOJT・研修の実施

基幹的・専門職員が同席し、母・子担当ケース会議を定期的に開催します。支援経過については情報共有し助言をもらい、よりよい支援方法を習得します。施設内研修は人権、権利擁護等を中心に行います。

(4) 職員の資格取得のための取り組み

法人が定めた「国家資格等取得者に対する助成要領」による資格取得に対する助成制度を活用し、社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事任用資格など、より専門的な支援ができるよう資格取得を目指して行きます。

7 各種団体との連携と地域交流

(1) 広報紙の発行・配布

発行回数：1回／月

配布先：入所世帯

(2) 各種団体との連携

入所者様一人ひとりのニーズに合った支援をするために、婦人相談所、児童相談所、警察、弁護士、各学校、各福祉事務所、市役所、各種病院等と連携をとりながら必要に応じて、関係者会議を開催し情報を共有し理解を深めて行きます。

① 要保護児童対策地域協議会

② 各種ケース検討会

③ DV ネットワーク会議 2ヶ月に1回

④ 小学校情報交換会 3ヶ月に1回（施設、学校）

⑤ 小、中学校ケース会議 隨時（担当者、担任）

⑥ 保育園との情報交換会

(3) 各種行事を近隣住民・児童民生委員・弁護士・福祉事務所・退所家庭の方にご案内し、交流を行います。また、地域でのボランティア活動として、子どもたちと、校区内のゴミ拾いも行います。（年4回）

8 年間行事等

別紙のとおり